

ID: 5377

担当部署: 健康福祉部 地域福祉課

処分の概要	法令等の違反及び運営不適正による措置命令		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第56条第6項		
法令番号	昭和26年法律第45号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第56条第6項の規定による。 (監督)</p> <p>第56条</p> <p>4 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置（役員解職を除く。）をとるべき旨を勧告することができる。</p> <p>6 所轄庁は、第4項の規定による勧告を受けた社会福祉法人が、正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 28 年 4 月 1 日